

京都海区漁業調整委員会指示第 68 号

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 120 条第 1 項の規定により、京都府海域における油餌を使用する釣漁法及びはえなわ漁業について、次のとおり指示する。

令和 3 年 3 月 30 日

京都海区漁業調整委員会 会長 神 田 潔

1 油餌(油いかその他油性物を利用した餌又はその擬似をいう。)を使用する釣漁法及びはえなわ漁業を行ってはならない。

2 この指示の有効期間は、令和 6 年 3 月 31 日までとする。

(廃止)

3 平成 30 年 3 月 30 日付け京都海区漁業調整委員会指示第 66 号は、廃止する。